

薬局の管理及び運営に関する事項

許可の区分別	薬 局	開設者	株式会社サンキュードラッグ		
薬局の名称	サンキュードラッグ 綾羅木薬局	所在地	山口県下関市古屋町1-11-1		
許可番号	第99102374号	許可年月日	2015/3/11	有効期限	2015/3/1~2027/3/11
管理薬剤師氏名	実店舗に掲示		所轄自治体名	山口県	
勤務する薬剤師	● 医療用医薬品の管理・情報提供・処方箋に基づく調剤、要指導医薬品・一般用医薬品の管理・情報提供・販売を担当				
	実店舗に掲示				
勤務する登録販売者氏名	● 医第2類医薬品、第3類医薬品の管理・情報提供・販売を担当				
	なし				
取扱う一般用医薬品の区分	● 要指導医薬品 ● 第1類医薬品 ● 指定第2類医薬品 ● 第2類医薬品 ● 第3類医薬品				
当薬局勤務者の区別について	● 薬剤師は青地に白字で「薬剤師」と記した名札と、紺ラインの白衣（襟付き）を着用				
	● 登録販売者は赤地に白字で「登録販売者」と記した名札と、紺地に青ラインの衣服を着用				
	● 一般従事者は「氏名」を記した名札と、紺ラインの白衣（襟なし）を着用				
営業時間	月・火・木・金	9:00~18:00		営業時間外の 相談対応時間	電話にて24時間対応
	水・土	9:00~13:00			
日・祝	休み				
医薬品の購入または譲り受けの申し込みを受理する時間は上記営業時間とする					
相談時・緊急時の連絡先	083-250-1339			(薬剤師の携帯電話に転送します)	

サンキュードラッグ 綾羅木薬局

お薬の販売制度に関する事項

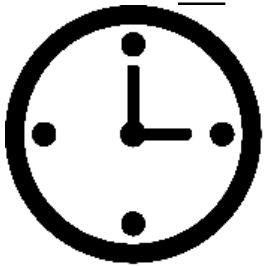
分類と外箱表示	定義	陳列方法	情報提供	対応する専門家	相談への対応
要指導医薬品 要指導医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	書面等を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います	薬剤師	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します
第一類医薬品 第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します			
一般医薬品	指定第二类医薬品 第②類医薬品 第2類医薬品 第二类医薬品 第2類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く） 注）指定第二类医薬品は、第二类医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です 『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください	適正使用のため必要な情報の提供に努めます	薬剤師 または 登録販売者	
	第三類医薬品 第3類医薬品	第一類医薬品及び第二类医薬品以外の一般用医薬品			
	指定濫用防止医薬品 ①内容量が厚生労働大臣が定める数量以下のもの： 「要確認」の字句を記載。枠は四角枠とする。 ②上記以外のもの： 「要確認」の「要」を丸囲み又は四角囲みにした字句を記載。枠は四角枠とする。	濫用した場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚労大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品	販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所もしくは薬剤師や登録販売者を継続的に配置した情報提供場所から7m以内の場所に陳列します。	要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います	

医薬品の健康被害救済制度	<p>医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。</p> <p>独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 フリーダイヤル 0120-149-931</p> <p>受付時間：月～金曜日（祝・年末年始除く） 午前9時～午後5時</p>
販売記録作成にあたっての個人情報利用目的	<p>医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。</p> <p>個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。</p>
その他、必要な事項	<p>1) 薬剤師が不在時には許可を受けた医薬品売り場を閉鎖します。（閉鎖時の医薬品販売は法律で禁じられています）</p> <p>2) 専門家不在時の医薬品販売はできません。</p> <p>3) 医薬品の正しい購入方法、正しい使用に努めてください。</p> <p>4) 医薬品の中に入っている「添付文章」は捨てないで、医薬品がある間は保管し、必要に応じて見れるようにしておいてください。</p> <p>5) 店舗では解決しない内容の苦情相談窓口は次の通りです。</p> <p>【行政の窓口】 下関保健所保健医療政策課 電話 083-231-1711 月～金 8:30～17:15（土日祝及び年末年始を除く）</p> <p>【業界の窓口】 日本チェーンドラッグストア協会 電話 045-474-4700 平日10:00～18:00</p>

<保険薬局>

<労災保険指定薬局>

当薬局の開局時間



火・木・金

9:00～18:00

水・土

9:00～13:00

日・祝

休み

平日及び土曜日の以下の時間帯並びに休日であつて、
上記の当薬局の開局時間内の時間において調剤を行った場合は、
手数料が加算されることとなり、お薬代が少し高くなります。

●夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00～閉店まで 土曜日13:00～閉店まで

※1月2～3日 12月29～31日は休日扱い

●営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 18:00～22:00 6:00～8:00 深夜加算 22:00～6:00

休日加算 日曜日・祝日・年末年始（12月30日～翌年1月3日）



緊急連絡先

(転送電話で対応)

083-250-1339

サンキュードラッグ 綾羅木薬局

調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

第1節 調剤技術料

令和8年3月31日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)要結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	47点
② 調剤基本料 2	○	処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 ・月4,000回超、集中度70%超 ・月600回超～4,000回以下、集中度85%超 (ただし、月600回超～1,800回以下は都市部の新規保険薬局が対象) ・特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	30点
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数の合計および各施設の集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～40万回以下、集中度85%超 ・月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ロ) ・月40万回超、集中度85%超 ・月40万回超、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ハ) ・月40万回超、集中度85%以下	イ) 25点 ロ) 20点 ハ) 37点
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内）&集中度50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	-	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等） ”（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降） 1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点 5点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1		医薬品の安定供給体制の確保、後発医薬品の調剤数量が85%以上	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 2		調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 必須1 + 選択2以上	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 3	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 選択7以上	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 4		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 必須2 + 選択1以上	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 5		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 選択7以上	59点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
バイオ後続品調剤体制加算	○	バイオ後続品の積極的調剤の揭示、バイオ後続品の調剤	50点
後発医薬品減算	-	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算 1	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等48回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	30点
在宅薬学総合体制加算 2	○	同加算 1 の算定要件、在宅患者への高度な薬学的管理・指導体制および十分な実績	単一建物患者 100点、それ以外 50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	○	電子処方箋、電子履歴、マイナ保険証 30%以上、月1回まで	8点
門前薬局等立地依存減算	-	都市部の保険薬局が多数の地域、または、医療モール、既存薬局は除く。	▲15点
薬剤調剤料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8日分以上 10点/1日分 29日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液		2以上の注射薬を混合	69点（15歳未満 237点）
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む）	79点（15歳未満 147点）
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合（ ” ）または 原液を無菌的に充填	69点（15歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I+S剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
液剤			45点
自家製剤加算（屯服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I+S剤			90点
液剤			45点
自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき	
錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リメント剤、坐剤			90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤			75点
液剤			45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35点
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤			80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額 = 調剤基本料（加算含） + 薬剤調剤料 + 無菌製剤処理加算 + 調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料 ① 内服薬 ② 内服薬以外		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理 1剤につき、3剤分まで	27日分以下 10点、28日分以上 60点 10点
調剤時残業調整加算		7日分以上の残業調整	在宅処方前提案反映・処方後日数変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
薬学的有害事象等防止加算		処方変更あり	在宅処方前提案反映・処方後処方変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
服薬管理指導料 ① 通常（②・③以外） ② 介護老人福祉施設等入所者 ③ 情報通信機器を使用（オンライン）	(○) (○)	処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導 イ) 3か月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む） ロ) 3か月以内の再調剤以外	かかりつけ薬剤師・それ以外 45点 かかりつけ薬剤師・それ以外 59点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射・悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養に係る選択・バイオ後続品の説明、対象薬の最初の処方時1回まで	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		吸入薬の処方患者（喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ）、6月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算		かかりつけ薬剤師による服薬期間中の患者フォロー、3月に1回まで	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算		かかりつけ薬剤師が患者を訪問して残薬整理、服薬管理指導など、6月に1回まで	230点
服薬管理指導料（特例）	-	3か月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
外来服薬支援料 1		月1回まで	185点
外来服薬支援料 2		一包化支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2		複数の医療機関から内服薬6種類以上の患者に対して、 必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および処方医への調整提案	1,000点（令和9年6月1日から）
調剤後薬剤管理指導料		地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 ① 単一建物患者 1人 ② 単一建物患者 2~9人 ③ 単一建物患者 10人以上	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が 必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで）、 保険薬剤師1人につき週40回まで	650点 320点 290点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①以外		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応含む 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が 必要な患者は原則として月8回まで）、主治医と連携する他の保険医の指示でも可	500点 200点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
訪問薬剤管理医師同時指導料		単一建物診療患者/居住者1人の場合、訪問診療医との同時訪問、6月に1回まで	150点
複数名薬剤管理指導訪問料		単一建物診療患者/居住者1人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	300点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
（所定単位につき15円を超える場合）	〃	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の避減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

第5節 その他

項目	主な要件	点数
調剤ベースアップ評価料	地方厚生局への要届出、処方箋受付1回につき	4点（令和9年6月1日から8点）
調剤物価対応料	処方箋受付時、3月に1回まで	1点（令和9年6月1日から2点）

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	届出	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	○	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人	}	合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回 & 月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者 2～9人			379単位
③ 単一建物居住者 10人以上			342単位
④ 情報通信機器を用いた服薬指導			46単位
麻薬管理指導加算			100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算			所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算			所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算			所定単位数の5%

当薬局の行っているサービス内容について

下記の表中の点数は全て 1点 = 10円です。

調剤基本料に関する事項	調剤基本料 (47/30/25/20/37/5/3点)	保険薬局の基本となる点数であり、処方箋を受け付けた場合に、施設の体制等に応じて所定の点数を算定します。
薬剤調製料に関する事項	薬剤調製料 (内服薬：24点、屯服薬：21点、外用薬：10点など)	処方箋に基づき、患者さん一人ひとりに合わせて正確にお薬を調製（計量、混合など）した場合に、お薬の種類や日数に応じて所定の点数を算定します。
調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項	調剤管理料 (10 / 60点)	お薬手帳等により患者さんの医薬品等に係る情報を把握するとともに、処方された薬剤について患者さん又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録や疑義照会、その他の管理を行います。
	服薬管理指導料 (45 / 59点)	患者さんごとに作成した薬剤服用歴（薬歴）に基づいて、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する説明、後発医薬品やバイオ後続品に関する情報を薬剤情報提供文書により提供し、薬剤の服用に関して患者さんの理解や必要な指導を対面又は情報通信機器を用いて行っています。また、必要に応じてお薬の交付後も継続的に服薬管理を行います。
地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する事項	地域支援・医薬品供給対応体制加算1 (27点)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において調剤した場合、当該基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。
連携強化加算に関する事項	連携強化加算（5点）	他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県等との連携により、災害又は新興感染症の発生等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、調剤した場合に所定の点数を加算します。
バイオ後続品調剤体制加算に関する事項	なし	—
電子的調剤情報連携体制整備加算に関する事項	電子的調剤情報連携体制整備加算（8点）	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、調剤した場合に月1回に限り所定の点数を加算します。
在宅薬学総合体制加算に関する事項	なし	—
調剤ベースアップ評価料に関する事項	調剤ベースアップ評価料（4点 ※令和9年6月以降は8点）	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、薬局で勤務する従業員の継続的な賃金改善を図るため、処方箋を受け付けた場合に、1回につき所定の点数を算定します。
調剤物価対応料に関する事項	調剤物価対応料 (1点 ※令和9年6月以降は2点)	物価高騰に対応し、地域の医薬品供給拠点としての体制を維持するため、処方箋を受け付けた場合に、3月に1回に限り所定の点数を算定します。
特定薬剤管理指導加算に関する事項	特定薬剤管理指導加算（5 / 10点）	抗悪性腫瘍剤や糖尿病用剤、血液凝固阻止剤など、特に安全管理が必要なお薬（ハイリスク薬）が処方された患者さんや、お薬の選択に係る重要なご説明を行った患者さんに対して、これまでの服用歴等を踏まえた詳しい確認や適切な指導等を行った場合、又は電話等で副作用の状況等を確認し医療機関へ文書で報告した場合などに、所定の点数を加算します。

当薬局は厚生労働大臣が定める施設基準を 満たしている保険薬局です



どの保険医療機関の処方箋でも応需します。

調剤基本料1の施設基準に該当します。

地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有しています。

調剤した後発医薬品の数量割合が85%以上の実績を有します。

麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことが可能です。

医療材料や衛生材料を供給する体制を整備しています。

麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことが可能です。

取り扱う医薬品に係る情報提供体制を有しています。

休日、夜間を含む開局時間外において調剤および在宅業務に対応できる体制を整備しています。

休日、夜間を含む開局時間外の患者さんからの相談に対する応需体制を整えています。

地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等に対して、急変時等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制に係る周知を自局及び同一グループ、または地域の行政機関や薬剤師会等を通じて十分に行っています。

診療所又は病院及び訪問看護ステーションと円滑な連携を行っています。

保健医療・福祉サービス担当者との連携体制を取っています。

プレアボイド事例の把握・収集を行っています。

医療安全に資する取組実績の報告を行っています。

副作用報告に係る手順書の整備をしています。

かかりつけ薬剤師が服薬管理指導を行う旨の届出を行っています。

患者さんごとに作成した薬剤服用歴（薬歴）に基づき、服用する医療用医薬品以外の医薬品に関するものを含め、必要な薬学的管理を行い、服用及び保管取扱いの指導を行います。

管理薬剤師は薬局経験5年以上かつ当該薬局在籍1年以上です。

勤務薬剤師の研修計画を作成し、学会発表などを推奨しています。

患者さんのプライバシーに配慮した設備、構造であり、椅子に座った状態での服薬指導が可能です。

一般用医薬品の販売とともに、健康相談や健康教室を実施し、生活習慣の改善や疾病の予防に資する取組を行い、必要に応じて医療機関への紹介を行っています。

緊急避妊薬の調剤又は販売を含む女性の健康に係る相談に対して適切に応需・対応し、調剤を行う体制を整備しています。

敷地内は禁煙とし、たばこ及び喫煙器具を販売していません。

薬事未承認の研究試薬・検査サービスを提供していません。

時間外等及び夜間・休日等の対応実績を有します。

麻薬の調剤実績を有します。

調剤時残薬調整及び薬学的有害事象等防止の取組実績を有します。

「第二種協定指定医療機関」として都道府県知事の指定を受けた保険薬局です。

新型インフルエンザ等感染症の発生時における必要な体制を整備しています。

災害の発生時における必要な体制を整備しています。

災害の被災状況に応じた対応を習得する研修を薬局内で実施しています。

災害や新興感染症発生時等における薬局の体制や対応について手順書を作成し、職員で共有しています。

災害や新興感染症発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、ホームページ等で周知しています。オンライン服薬指導を実施する体制があります。

要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キットを販売しています。

電子情報処理組織の使用による請求を行っています。

オンライン資格確認システムを活用して調剤等を実施できる体制を有します。

電子処方箋を受け付ける体制を有しています。

電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有しています。

電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。

サイバーセキュリティの確保のために必要な措置を取っています。

高度管理医療機器の販売業の許可を受けています。

バイオ医薬品の適切な保管及び患者さんへの適切な説明が可能であり、バイオ後続品の調剤を行うにつき必要な体制を整備しています。

保険薬局

サンキュードラッグ 綾羅木薬局

開局時間

月・火・木・金	9:00～18:00
水・土	9:00～13:00
日・祝	休み

休日・夜間緊急連絡先

083-250-1339

休日・夜間〈24時間〉も上記連絡先で対応致します。
(担当者へ転送されます)

- ◎ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)およびバイオ後続品(バイオシミラー)をご希望の方は、お気軽にご相談ください。
- ◎ 医師の指示により、在宅で療養されている患者様のお宅を訪問して服薬指導を行います。詳しくはご相談ください。
- ◎ 健康に関するご相談に応じさせていただきます。ご遠慮なくお声かけください。また、健康セミナーも実施しておりますので、是非ご参加ください。(セミナー開催の際は別途お知らせします)

株式会社 サンキュードラッグ

お知らせ

■ 個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書の発行について



当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

（自己負担の無い方にも発行いたします）

明細書には、調剤した薬剤の名称等が記載されますので、ご家族等の代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

■ 後発医薬品・バイオ後続品について



当薬局では、医療費をおさえ、お薬代の負担が軽くなる後発医薬品(ジェネリック医薬品)およびバイオ後続品(バイオシミラー)の調剤を積極的に行っております。ご希望の方はお気軽にご相談ください。

■ 健康相談について



当薬局では、患者様の健康に関する相談に応じさせていただきます。ご遠慮なくお声かけください。また、健康増進のためのセミナーも実施しておりますので、是非ご参加ください。（セミナー開催の際は別途お知らせいたします）

サンキュードラッグ 綾羅木薬局

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅療養中で通院が困難な場合、調剤後にお宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただきます。
短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出ください。（医師の了解と指示が必要です）

在宅患者訪問管理指導

（医療保険対象者）

1点 = 10円



同一建物居住者以外

650点/回（1人）



同一建物居住者

320点/回（2～9人）

290点/回（10人以上）

* 情報機器を用いた服薬指導 59点

麻薬の必要な場合は100点が加算されます。月4回まで
自己負担率により金額が異なることがあります。

営業日	月・火・木・金	9:00～18:00
及び	水・土	9:00～13:00
営業時間	日・祝	休み

居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導

（介護保険対象者）

1単位 = 10円



同一建物居住者以外

518単位/1回（1人）



同一建物居住者

（2～9人）

（10人以上）

379単位/1回

342単位/1回

* 情報機器を用いた服薬指導 46単位（月1回まで）

自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

TEL: 083-250-1339
FAX: 083-250-1340

※緊急時は転送電話となり、薬剤師につながります。（24時間対応）

サンキュードラッグ 綾羅木薬局

緊急時の連絡先



083-250-1339

転送電話で対応します

サンキュードラッグチェーンでは、日・祝日も下記の店舗が処方せん受付を行っています

● **下関地区／サンキュードラッグ上田中町薬局**

開局時間：9:00～13:00
山口県下関市上田中町2-9-6
TEL (083) 227-0139

● **八幡地区／サンキュードラッグ千代ヶ崎薬局**

開局時間：9:00～23:00
北九州市八幡西区千代ヶ崎2-2-24
TEL (093) 693-2138

● **門司地区／サンキュードラッグ社ノ木薬局**

開局時間：9:00～18:00
北九州市門司区社ノ木1-16-6
TEL (093) 382-3539

● **八幡地区／サンキュー薬局陣山店**

開局時間：9:00～18:00
北九州市八幡西区陣山2-6-2
TEL (093) 482-7539

● **小倉地区／サンキュー薬局小倉南センター**

開局時間：8:30～17:30
北九州市小倉南区春ヶ丘10-133
TEL (093) 932-5539

サンキュードラッグ 綾羅木薬局

個人情報に関する基本方針



サンキュードラッグは、お客様の個人情報の保護をもっとも重要な責務と認識し、以下の取り組みを実施しております。

1. 個人情報の収集

当社は、お客様から個人情報を収集する場合、利用目的をできる限り特定した上で、必要な範囲の個人情報を収集します。

2. 個人情報の利用・提供

当社は、お客様の個人情報を利用目的の達成に必要な範囲に限定して利用するとともに、収集したお客様の個人情報は、お客様の承諾を得ない第三者には提供・開示いたしません。

3. 個人情報の適正管理

当社は、お客様の個人情報を取扱うにあたり管理責任者を置き、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏洩・不正アクセスが生じないようにセキュリティ対策を講じ、適切な管理に努めます。

4. 個人情報の信託

当社は、お客様との取引やサービスを提供するために個人情報に関する取扱いを外部に委託することがあります。委託をする場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検を行います。

5. 個人情報の開示・訂正・削除

当社は、お客様がお客様の個人情報について内容の照会、訂正、削除を求められる場合には、合理的な範囲ですみやかに対応します。

6. 法令等の遵守

当社には、個人情報に関して適用される法令・ガイドラインを遵守するとともに、上記の項目における取り組みを適宜見直し、改善していきます。

7. お問い合わせ窓口

株式会社 サンキュードラッグ 個人情報相談窓口

電話：093-342-1555（受付時間 平日9:00～17:00）

e-mail:privacy@drug39.co.jp

サンキュードラッグ 綾羅木薬局

個人情報のお取扱いについて

当薬局では健康と医薬品の適正使用を目的に、患者様が安心・安全にお薬を服用できるように努力しております。お薬の重複や飲み合わせのチェック、副作用の発現に注意するため、患者様の薬剤服用歴情報を全ての当社の薬局で共有しているのもその一つです。患者様の個人情報につきましては、以下の通り、安全かつ適正に取り扱っております。

■ 利用目的

当社は、皆さまからお預かりする個人情報を以下の目的のために取扱っております。

- ①薬を安全に使用して頂くために必要な事項（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急連絡先など）を確認しております。
- ②安心・安全にお薬を服用して頂くため、薬歴情報を全ての当社の薬局で共有しております。
- ③他の医療機関等からの照会対応や必要な連携を図ることがあります。
- ④医療保険（自賠責保険、学校保健、労災保険などを含む）の請求書・明細書、領収書の発行などの事務を行う時に、関連機関からの問合せの対応や交付を行うことがあります。
- ⑤必要に応じて、ご家族等に処方内容やお薬の説明等を行うことがあります。
- ⑥副作用などの医薬品情報やご案内状、不足薬剤などを送付させて頂くことがあります。
- ⑦薬局内で行う薬学生の実務実習で利用することがあります。
- ⑧薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談や届出等に利用することがあります。
- ⑨外部監査機関への情報提供を行うことがあります。
- ⑩調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料として利用することがあります。
- ⑪医療保険事務のうち、支払審査機関又は保険者へ照会をすることがあります。
- ⑫当社内で行う症例研究、および学会・学術論文等での成果発表に利用することがあります。
- ⑬その他、調剤サービスの提供に関わる業務を行っております。

■ その他

- ①基本的にお薬は患者様ご本人に直接お渡ししますが、患者様の同意のもと、代理の方が来られた場合は代理人の方にお渡しすることがあります。
- ②患者様は、上述の利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出がないものについては、同意をして頂いたものとして取り扱わせていただきます。これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。
- ③その他、プライバシーの配慮に関して、投薬時の呼びかけ方法等のご希望があればお申し出ください。

■ 個人情報に関する問合せ・相談等については、店舗スタッフ又は以下の窓口までご相談ください。

株式会社 サンキュードラッグ 個人情報相談窓口 電話： 093-342-1555 （受付時間 平日9:00～17:00）
e-mail： privacy@drug39.co.jp

サンキュードラッグ 綾羅木薬局



とっても
簡単!

マイナンバーカード

1



受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



2



本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4



受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare